

沖縄観光推進戦略会議 設置要綱

令和4年11月15日制定
沖縄県文化観光スポーツ部

(設置目的)

第1条 「第6次沖縄県観光振興基本計画」で示した基本施策を着実に推進するため、実施計画となる「沖縄観光推進ロードマップ」策定に向け、各施策の具体的な取組等について協議を行う「沖縄観光推進戦略会議」（以下「戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 戦略会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) ゲートウェイ（空港・港湾）の拡充に関する事。
- (2) 2次交通機能の拡充に関する事。
- (3) 誘客・受入施設（宿泊施設・観光施設）の拡充に関する事。
- (4) その他本県観光の振興に関し必要な事項

(組織)

第3条 戦略会議は、会長及び委員の16名以内で組織する。

2 会長は、沖縄県文化観光スポーツ部長をもって充てる。

3 委員は、別紙のとおりとする。

(任期)

第4条 委員の任期は就任の日から令和5年3月31日までとする。

(会議)

第5条 戦略会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

2 会長に事故等があるときは、沖縄県文化観光スポーツ部観光政策統括監が議長となる。

(作業部会)

第6条 戦略会議に、ゲートウェイ、2次交通、誘客・受入施設についての関係部会を設置し、個別の課題を解決するための必要な取組等を検討する。

2 各作業部会は別紙2の関係団体等で構成する。

(関係者等の出席)

第7条 戦略会議及び作業部会は、必要があると認めるときは、関係者、学識経験者等の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 戦略会議及び作業部会の庶務は、沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年11月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年11月28日から施行する。

沖縄観光推進戦略会議 委員

No	団体名	役職	備考	役割
1	沖縄県文化観光スポーツ部	部長	会長	全体進行 観光全般
2	沖縄県企画部	部長		交通政策 那覇空港
3	沖縄県保健医療部	部長		宿泊事業 医療機関連携
4	沖縄県農林水産部	部長		第一次産品利用向上 グリーン/ブルーツーリズム
5	沖縄県商工労働部	部長		アジア経済戦略 中小企業支援
6	沖縄県土木建築部	部長		離島空港 港湾
7	沖縄県環境部	部長		自然・環境
8	国土交通省大阪航空局 空港部	部長		那覇空港
9	内閣府沖縄総合事務局 農林水産部	部長		第一次産品利用向上 グリーン/ブルーツーリズム
10	内閣府沖縄総合事務局 経済産業部	部長		物流 中小企業支援
11	内閣府沖縄総合事務局 開発建設部	部長		那覇空港施設 港湾施設
12	内閣府沖縄総合事務局 運輸部	部長		交通政策 観光行政
13	環境省沖縄奄美自然環境事務所	所長		自然・環境
14	那覇港管理組合	副管理者		那覇港
15	那覇空港ビルディング 株式会社	代表取締役社長		那覇空港
16	一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー	会長		観光全般

沖繩観光推進戦略会議作業部会

○ゲートウェイ関係部会

団体名
全日本空輸株(株)沖繩支店
日本トランスオーシャン航空(株)
那覇空港ビルディング(株)
沖繩シップスエージェンシー
那覇港管理組合
大阪航空局 那覇空港事務所
沖繩総合事務局 開発建設部
福岡出入国在留管理局那覇支局
沖繩地区税関
厚生労働省那覇検疫所
農林水産省動物検疫所沖繩支所
農林水産省那覇植物検疫防疫事務所
沖繩観光コンベンションビューロー
県文化観光スポーツ部

○誘客・受入施設関係部会

団体名
沖繩県ホテル旅館生活衛生同業組合
沖繩県ホテル協会
沖繩観光の未来を考える会
沖繩美ら島財団
美ら島観光施設協会
沖繩リゾートウェディング協会
日本旅行業協会沖繩支部
全国旅行業協会沖繩県支部
沖繩県農業協同組合
沖繩県漁業協同組合連合会
環境省沖繩奄美自然環境事務所
沖繩観光コンベンションビューロー
県文化観光スポーツ部

○2次交通関係部会

団体名
沖繩都市モノレール株式会社
沖繩県レンタカー協会
沖繩県バス協会
沖繩県ハイヤー・タクシー協会
沖繩旅客船協会
沖繩総合事務局 運輸部
沖繩観光コンベンションビューロー
県文化観光スポーツ部